

鳥獣被害

集落で取り組む鳥獣被害対策



農政課窓口でお配りしています

■集落みんなで考えよう

野生鳥獣は、食べ物への心配がなく、かつ、安心して住むことのできる場所を求めています。

被害が増加している地域の多くでは、こうした「エサ」と「安心」できる場所（ひそみ場）の2つがそろっています。

今回は、集落でできる対策を順を追ってご紹介します。

●地域のみんで勉強

野生鳥獣が繰り返し出没する地域には、必ず何らかの要因があります。まずは野生鳥獣の生態や習性を知り、集落内の何がエサになっているのかを考えましょう。

●環境を改善する

集落内の課題が見えてきたら、エサ場としての価値を下げるよう

改善します。野菜くずを畑に放置しないなどの対策に加え、管理されていない柿や栗などの果樹は、合意の上で伐採したり、地域で収穫するなどの対策を行います。また、生い茂った雑草や、人気がない倉庫や物置、空き家などは格好のひそみ場になります。こうした場所を把握し、点検や管理を行う必要があります。

●追い払う・柵で守る

鳥獣の習性に合わせ正しく追い払いを行います。地域で共通意識を持ち、みんなで追い払うことが重要です。また、農地や集落から追い出せていないのに、追い払いをやめてしまうと、逆に人に馴れてしまうため、山などに帰るまで続けることが大事です。ただし、興奮したイノシシは危険です。不意に出会った時はゆっくり後退し離れ、静かに立ち去りましょう。田畑に被害が出ているときは、鳥獣に合わせた防護柵を設置することが有効です。

●捕獲する

それでも被害が収まらなければ、捕獲について検討しましょう。野生鳥獣の捕獲には、許可が必要です。有害鳥獣駆除隊への依頼は、町農政課へご相談ください。

国民健康保険税

■収入減少世帯の国保税負担を軽減します

新型コロナウイルスの影響による収入減少が見込まれるなど、一定の要件に該当する世帯は、国民健康保険税の減免または免除を受けられる場合があります。詳細は事前に町税務課へお尋ねください。

▼減免対象

令和3年度の国民健康保険税

▼対象者

次の①または②のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等（給与収入、事業収入、不動産

【新型コロナ対策関連】国民健康保険税の減免



詳しくは町税務課へお尋ねください

収入、山林収入)の減少が見込まれ、次に示す項目すべてに該当する世帯

- ・世帯主の事業収入等のいずれかの減少額（保険金や損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
- ・世帯主の前年の合計所得金額が1000万円以下であること
- ・世帯主の、減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

▼減免額

- ・対象者①に該当する場合
全額免除
- ・対象者②に該当する場合
・対象者(A×B/C)に世帯主の前年の合計所得金額に応じた減免割合(最大10分の10)を乗じた金額

A 当該世帯の被保険者全員の国民健康保険税額

B 世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額

C 世帯主およびすべての被保険者の前年の合計所得金額

▼申請期限

原則として、国民健康保険税各期分の納期限まで

町農政課 ☎096-234-1176 (内線154)

町税務課 ☎096-234-1112 (内線116)

国民健康保険

国民健康保険被保険者証の更新はお済みですか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

国民健康保険被保険者証の更新はお早めに

甲佐町国民健康保険被保険者の令和2年度被保険者証(桃色)の有効期限は、令和3年7月31日(土)です。

国民健康保険に加入している人でまだ令和3年度被保険者証(水色)がお手元のない人は、簡易書留と書かれている黄色い封筒が届いていないか確認し、町住民生活課保険係へお尋ねください。

※窓口での被保険者証の受け取りを希望する人は、古い被保険者証(世帯に国民健康保険被保険者が複数いる場合は、全員の被保険者証)と印かん、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

なお、国民健康保険税の納付が遅れている世帯で、別途通知のある人は、納付相談後の更新となります。

「医療費のお知らせ」について

町から年数回に分けて送付している「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。令和3年度の「医療費のお知らせ」の送付時期は次のとおりです。

- ・令和3年1月～3月診療分 (令和3年8月送付)
- ・令和3年4月～6月診療分 (令和3年11月送付)
- ・令和3年7月～10月診療分 (令和4年2月送付)
- ・令和3年11月～12月診療分 (令和4年5月送付)

※11月～12月診療分は、令和4年5月に行政区配達でお送りします。令和4年2月からの確定申告には、当該月分の領収証が必要になります。

※再発行はできませんので、大切に保管してください。

お問い合わせ先

町住民生活課

096・234・1113

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

国民年金

納付済期間が満たない場合に任意加入で受取額を増やせます

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受取額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合も、65歳以上70歳未満の人も任意加入できます。

(厚生年金保険、共済組合等加入者を除く)

ただし、申出のあった月からの加入となり、遡ることはできません。また、保険料の納付方法は原則として口座振替となります。

海外在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。保険料の納付方法は、国内の親族などが加入者本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

▼対象者

- ・受給年金が満額に達していない増額を希望する65歳未満の人
- ・受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

▼申請方法

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関への届出印を準備の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

096・367・8144

ご存じですか? 国民年金保険の任意加入制度



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)